

厚生労働省  
群馬労働局発表  
令和6年11月28日

【照会先】

群馬労働局労働基準部健康安全課

課長 穂積 常之

主任地方産業安全専門官 木村 正義

地方産業安全専門官 野口 素希

(電話) 027-896-4736

報道関係者 各位

## 建設業の死亡災害が続発

～ 労働災害防止対策の徹底を要請します ～

群馬労働局（局長 うえの やすひろ 上野 康博）では、建設業の労働災害防止を重点対策の1つとして取り組んでいますが、群馬労働局管内の建設業の休業4日以上<sup>（休業4日以上）</sup>の労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、近年は減少が見られず増加傾向にあります。

令和5年は250件（前年同期比+19件）の災害が発生し、このうち死亡災害は9件（前年同期比+8件）と前年を大幅に増加しました。

令和6年は10月末現在の速報値で159件（前年同期比-38件）の発生ですが、死亡災害は5件（前年同期比-1件）と依然として多発しており、11月に入ってから物置の解体中に屋根が落下して下敷きになったという死亡災害が発生したことで、10月下旬から11月にかけて立て続けに3件の死亡災害が発生しています。

これから年末年始を迎えるにあたって、工事の輻輳化や冬の季節特有の災害等により、労働災害の増加のリスクがさらに高まる懸念がありますが、無事に一年を締めくくり、無事故・無災害で新年を迎えられるよう、労働災害とりわけ死亡災害の撲滅に向けた取組の徹底を県内の関係団体に要請いたします。

### 【建設業の労働災害発生状況】

#### 1 令和5年（確定値）

- (1) 休業4日以上<sup>（休業4日以上）</sup>の死傷災害 250件（前年同期比+19件）
- (2) うち死亡災害 9件（前年同期比+8件）

#### 2 令和6年（10月末現在（速報値））

- (1) 休業4日以上<sup>（休業4日以上）</sup>の死傷災害 159件（前年同期比-38件）
- (2) うち死亡災害 5件（前年同期比-1件）
- (3) 事故の型別
  - ・「墜落・転落」3件
  - ・「感電」1件
  - ・「はさまれ・巻き込まれ」1件

(添付資料)

- 1 建設現場における死亡災害の続発による労働災害防止対策の徹底について (要請)  
【別添 1】
- 2 令和 6 年 労働者死傷病報告受理件数表 (令和 6 年 10 月末現在) 【別添 2】
- 3 令和 6 年 死亡災害事例 (令和 6 年 10 月末現在) 【別添 3】
- 4 建設業の労働災害発生状況 令和 5 年 【別添 4】

群労基発 第 号  
令和 6 年 月 日

関係団体の長 あて

群馬労働局労働基準部長

建設現場における死亡災害の続発による労働災害防止対策  
の徹底について（要請）

日頃より労働基準行政に格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、群馬労働局管内の建設業の休業 4 日以上労働災害は、長期的には減少傾向にありますが、近年は増加傾向にあります。

令和 5 年は 250 件（前年同期比+19 件）の災害が発生し、このうち死亡災害は 9 件（前年同期比+8 件）と前年を大幅に増加しました。令和 6 年は 10 月末現在の速報値で 159 件（前年同期比-38 件）の発生ですが、死亡災害が 5 件（前年同期比-1 件）と依然として多発しており、11 月に入ってから 1 件の死亡災害が発生したことで、10 月下旬から 11 月にかけて立て続けに 3 件の死亡災害が発生しています。

令和 6 年の死亡災害を見ますと、

- ①ドラグ・ショベルとともに沢に墜落したもの、
- ②足場のメッシュシートを突き抜けて地面に落下したもの、
- ③配線作業を行っていたところ感電したもの、
- ④車両系建設機械の運転席と建築物との間に身体を挟まれたもの、
- ⑤トラッククレーンが斜面を逸走して地面に墜落したもの、
- ⑥物置の解体中に屋根が落下して下敷きになったもの

となっております。依然として「建設業の三大災害」と言われる「墜落・転落災害」「建設機械・クレーン等災害」「倒壊・崩壊災害」が多数発生している状況です。

群馬労働局では、第 14 次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画において、8 つの重点対策の 1 つである「業種別の労働災害防止対策の推進」の対象に建設業を位置付けて墜落・転落災害の防止等を推進しているところですが、建設現場における死亡災害の多発が続いていることは、きわめて憂慮すべき事態です。

これから年末年始を迎えるにあたって、工事の輻輳化や冬の季節特有の災害等により、労働災害の増加のリスクがさらに高まる懸念がありますが、無事に一年を締めくくり、無事故・無災害で新年を迎えられるよう、労働災害とりわけ死亡災害の撲滅に向けた取組を積極的に実施していただくよう要請いたします。



## 令和6年 労働者死傷病報告受理件数表

令和6年10月末現在  
群馬労働局

| 業種別       | 署別             | 高崎  | 前橋  | 桐生  | 太田  | 沼田  | 藤岡 | 中之条 | 群馬局計  | 前年同期  | 増減  |
|-----------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-------|-------|-----|
| 製 造 業     |                | 127 | 218 | 38  | 177 | 25  | 27 | 5   | 617   | 585   | 32  |
|           | 食料品製造業         | 52  | 79  | 12  | 37  | 7   | 5  | 1   | 193   | 172   | 21  |
| 建 設 業     |                | 2   |     | 1   |     |     | 1  | 1   | 5     | 6     | -1  |
|           | 43             | 54  | 9   | 30  | 10  | 2   | 11 | 159 | 197   | -38   |     |
|           | 木造家屋等<br>建築工事業 | 5   | 13  | 1   | 3   | 1   |    | 2   | 25    | 30    | -5  |
| 運 輸 交 通 業 |                | 41  | 2   | 10  | 79  | 5   | 10 | 3   | 282   | 243   | 39  |
|           | 道路貨物運送業        | 38  | 2   | 9   | 3   | 1   | 10 | 2   | 269   | 226   | 43  |
| 林 業       |                | 1   | 1   | 4   |     | 2   | 1  | 2   | 11    | 1     | -1  |
|           |                |     |     |     |     |     |    |     | 14    | -3    |     |
| 小 売 業     |                | 33  | 107 | 14  | 31  | 15  | 6  | 5   | 211   | 2     | -1  |
|           |                |     |     |     |     |     |    |     | 232   | -21   |     |
| 社会福祉施設    |                | 46  | 63  | 17  | 23  | 6   | 8  | 3   | 166   | 188   | -22 |
|           | 接客娯楽業          | 26  | 39  | 7   | 24  | 18  | 1  | 19  | 139   | 92    | 47  |
|           | 飲食店            | 19  | 19  | 6   | 21  | 2   | 2  | 2   | 71    | 49    | 22  |
| 上記以外の事業   |                | 1   |     |     |     |     |    |     | 1     | 2     | -1  |
|           | 81             | 182 | 24  | 95  | 25  | 12  | 19 | 438 | 378   | 60    |     |
|           | 清掃・と畜業         | 1   |     |     |     |     |    |     | 1     | 1     | 1   |
|           | 15             | 31  | 8   | 18  | 5   | 1   | 5  | 83  | 74    | 9     |     |
| 計         |                | 3   | 2   | 1   | 4   | 2   | 2  | 1   | 15    | 13    | 2   |
|           |                | 398 | 798 | 123 | 459 | 106 | 72 | 67  | 2,023 | 1,929 | 94  |
| 前年同期      |                | 3   | 3   | 3   | 1   | 1   | 1  | 1   | 13    |       |     |
|           |                | 387 | 729 | 156 | 451 | 73  | 78 | 55  | 1,929 |       |     |
| 増 減       |                | 11  | -1  | -2  | 3   | 1   | 1  | 12  | 2     |       |     |
|           |                |     | 69  | -33 | 8   | 33  | -6 |     | 94    |       |     |

## 災害の種類別

| 災害の種類別           | 署別             | 高崎  | 前橋  | 桐生 | 太田 | 沼田 | 藤岡 | 中之条 | 群馬局計 | 前年同期 | 増減  |
|------------------|----------------|-----|-----|----|----|----|----|-----|------|------|-----|
| 事故の<br>型別        | 墜落・転落          | 1   | 1   | 1  | 1  |    | 2  | 1   | 7    | 4    | 3   |
|                  |                | 53  | 133 | 16 | 69 | 15 | 11 | 9   | 306  | 273  | 33  |
|                  | 転 倒            | 103 | 188 | 35 | 99 | 33 | 16 | 22  | 496  | 458  | 38  |
|                  | はさまれ・<br>巻き込まれ | 1   |     |    |    |    |    |     | 1    | 1    | -1  |
|                  | 51             | 85  | 16  | 56 | 11 | 12 | 8  | 239 | 249  | -10  |     |
| 切れ・こすれ           | 22             | 56  | 9   | 27 | 5  | 3  | 3  | 125 | 125  |      |     |
| 動作の反動・<br>無理な動作  | 70             | 137 | 19  | 75 | 13 | 17 | 7  | 338 | 314  | 24   |     |
| 起<br>因<br>物<br>別 | 建設機械等          | 1   |     |    |    |    |    |     | 1    | 2    | -1  |
|                  | 4              | 2   | 1   | 4  |    |    |    | 3   | 14   | 28   | -14 |
|                  | 食品加工用機械        | 3   | 21  | 2  | 5  |    |    |     | 31   | 24   | 7   |
| トラック             | 36             | 1   |     | 2  | 1  |    | 1  | 5   |      | 5    |     |
|                  | 63             | 63  | 4   | 48 | 6  | 3  | 2  | 162 | 130  | 32   |     |
| 外国人の災害           | 29             | 75  | 7   | 62 | 6  | 2  | 6  | 187 | 2    | -2   |     |
|                  |                |     |     |    |    |    |    |     | 182  | 5    |     |
| 建設公共工事の災害        |                |     |     |    |    |    | 1  | 1   | 3    | -2   |     |
|                  | 8              | 3   | 1   | 4  | 4  | 1  | 3  | 24  | 28   | -4   |     |

注1 この表は、死亡及び休業4日以上労働者死傷病報告を集計しています。

注2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。

注3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

注4 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。



## 令和6年 死亡災害事例

令和6年10月末現在  
群馬労働局

| 番号 | 発生月<br>発生時間帯<br>事業場規模 | 年齢<br>職種    | 災害のあらまし   | 業種                              | 事故の型別 | 起因物別           |
|----|-----------------------|-------------|---|---------------------------------|-------|----------------|
| 1  | 1月<br>15時頃<br>10～29人  | 50歳代<br>管理者 | 三脚脚立を使用して敷地内の立木の剪定作業をしていたところ、脚立より墜落した。  | 火葬業                             | 墜落、転落 | はしご等           |
| 2  | 2月<br>14時頃<br>1～9人    | 50歳代<br>作業員 | 民地の整地等を行うため、生活道路の橋（橋長8m×幅員3.4m）をドラグショベルを運転して渡っていたところ、床版が崩落し、ドラグショベルとともに3.9m下の沢に墜落した。        | 土地整理土木<br>工事業                   | 墜落、転落 | 建築物、<br>構築物    |
| 3  | 2月<br>17時頃<br>300人～   | 60歳代<br>作業員 | 天井クレーンを使用して金型を置き場へ移動する作業中、玉掛用具のベルトスリングを外したものの、スリングの1本が金型に掛かった状態だったため、1点吊りとなり金型がずれて胸部をはさまれた。 | 自動車・同付<br>属品<br>製造業             | 激突され  | クレーン           |
| 4  | 3月<br>6時頃<br>30～49人   | 60歳代<br>配達員 | 会社所有のバイクを運転して新聞配達中、直線道路で転倒して、頭部を強打した。   | 新聞販売業                           | 交通事故  | 乗用車、バ<br>ス、バイク |
| 5  | 4月<br>14時頃<br>30～49人  | 50歳代<br>運転者 | 配送先の養鶏場において、飼料タンクに飼料を補充する作業を行っていたところ、飼料タンクの上部から約8m下の地面に墜落した。                                | 道路貨物<br>運送業                     | 墜落、転落 | 建築物、<br>構築物    |
| 6  | 4月<br>14時頃<br>1～9人    | 50歳代<br>作業員 | くさび緊結式足場の5層目で建屋の外壁塗装を行っていたところ、足場4層目に落下し、更に足場側面に張ってあったメッシュシートを突き抜けて7.6m下の地面に落下した。            | 鉄骨・鉄筋コ<br>ンクリート<br>造家屋<br>建築工事業 | 墜落、転落 | 足場             |
| 7  | 6月<br>2時頃<br>10～29人   | 50歳代<br>運転者 | 大型トラックを運転して国道を走行中、右カーブに差し掛かったところで、対向車の大型トラックがセンターラインをはみ出して正面衝突した。                           | 道路貨物<br>運送業                     | 交通事故  | トラック           |
| 8  | 6月<br>4時頃<br>1～9人     | 50歳代<br>運転者 | トラックを運転して国道を走行中、中央分離帯上の橋脚に激突した。   | 道路貨物<br>運送業                     | 交通事故  | トラック           |
| 9  | 6月<br>7時頃<br>10～29人   | 40歳代<br>運転者 | 木材チップを積載したトレーラーを運転して国道を走行中、下りカーブで車線を逸脱し横転した。  | 道路貨物<br>運送業                     | 交通事故  | トラック           |
| 10 | 7月<br>9時頃<br>10～29人   | 40歳代<br>運転者 | 中型トラックで荷を納品するため、荷主先でトラックのあおりを下げたところ、キャスターの付いた荷（約800kg）が動いて落下し、その下敷きとなった。                    | 道路貨物<br>運送業                     | 飛来・落下 | 荷姿の物           |

| 番号 | 発生月<br>発生時間帯<br>事業場規模 | 年齢<br>職種    | 災害のあらまし  | 業種          | 事故の型別          | 起因物別       |
|----|-----------------------|-------------|--|-------------|----------------|------------|
| 11 | 7月<br>17時頃<br>30～49人  | 50歳代<br>作業員 | グリーンを整備する作業機械（三輪自動車）に乗車していたところ、幅約2mのカート道から外れて約6m滑落した。                  | ゴルフ場        | 墜落、転落          | その他の一般動力機械 |
| 12 | 8月<br>10時頃<br>1～9人    | 20歳代<br>作業員 | 蓄電池から変圧器への通電確認のため、配線作業を行っていたところ、変圧器内にある鉄製の板に左ひじが接触し感電した。               | 電気設備<br>工事業 | 感電             | 電力設備       |
| 13 | 10月<br>15時頃<br>10～29人 | 40歳代<br>作業員 | 解体工事において、車両系建設機械を運転し、階段を下っていたところ、運転席と建築物（下がり壁）との間に身体を挟まれた。             | 解体工事        | はさまれ、<br>巻き込まれ | 解体用機械      |
| 14 | 10月<br>14時頃<br>1～9人   | 50歳代<br>運転者 | 荷主先において、鋼材を積んだトラックの荷台上でシート掛け作業を行っていたところ墜落した。                           | 道路貨物<br>運送業 | 墜落、転落          | トラック       |
| 15 | 10月<br>9時頃<br>30～49人  | 60歳代<br>作業員 | 車両積載形トラッククレーンの荷台上で荷積み作業を行っていたところ、当該トラッククレーンが斜面上を逸走し、およそ4メートル下の地面へ墜落した。 | 砂防工事業       | 墜落、転落          | トラック       |

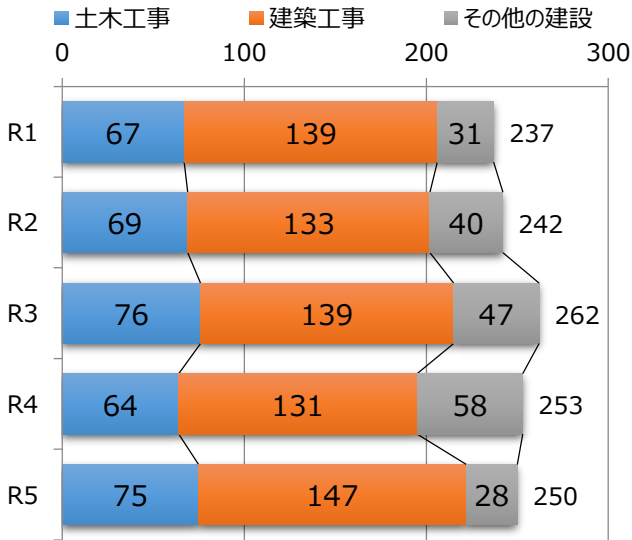
注) 記述内容は上記期日時点の情報を取りまとめたものであり、今後、変更になる可能性があります。



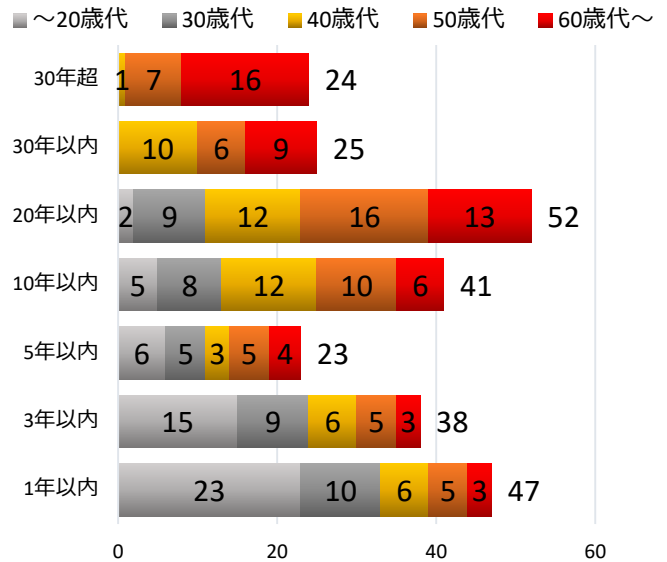
建設業の労働災害による休業4日以上<sup>1</sup>の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、年間250件発生し、近年は増加傾向にあります。

経験年数別でみると「**20年以内**」が最も多く、年齢別では、50歳以上の**高齢労働者**が多くなっています。

建設業における労働災害死傷者数の推移

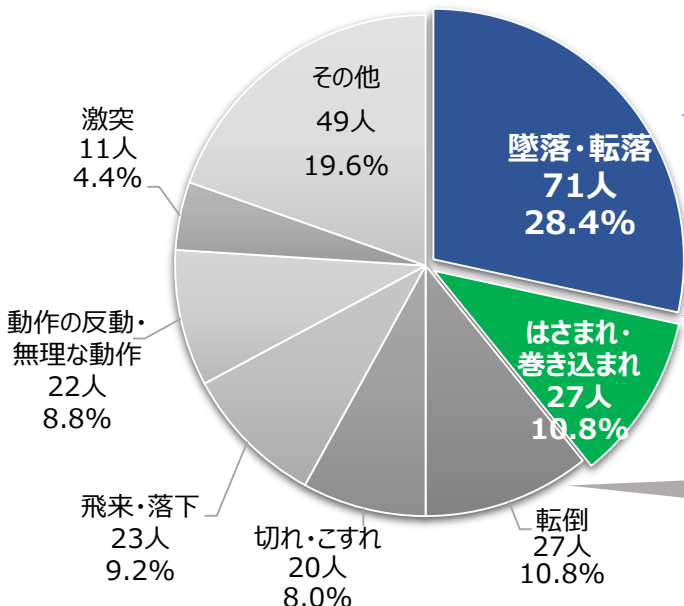


建設業における年齢別・経験年数別労働災害発生状況（令和5年）



発生した災害を事故の型別でみると「**墜落・転落**」が最も多くなっています。また、墜落・転落災害を起因物別でみると「**足場、屋根、はしご、脚立等**」で多く発生しています。

建設業における事故の型別割合（令和5年）



## どこから落ちた??

- 足場・屋根等から 33人
- はしご・脚立から 20人
- トラック等から 8人
- その他 10人

## 何にはさまれた?

- 建設機械に 10人

## どこで躓いた?

- 通路など 15人

# はしご・脚立からの墜落・転落災害をなくそう!!

はしごや脚立は、手軽に持ち運びができ、現場で多用されていますが、簡便さゆえに安全意識が薄くなりがちです。

ひとたび災害にあつと、骨折などで長期間仕事ができなくなつたり、死亡に至る場合もあります。

はしごや脚立は、転倒しない角度で使用し、天板の上に乗らないなど使用前の点検・確認を行いましよう。



## 墜落制止用器具を正しく使用しましよう!!

高所作業時の保護具である墜落制止用器具(フルハーネス型安全帯)を適切に使用して、万が一に備えましよう。



従来の安全帯(胴ベルト型安全帯)は、墜落時に身体(背骨、内臓等)への負担が大きいため、高さ6.75mを超える場所ではフルハーネス型を使用する義務となっています。

フルハーネス型安全帯は、構造規格に基づいて製造されたものから、自分の体に合ったものを選び、使用者は、特別教育(6時間講習)を受講しましよう。



## 建設機械(重機)による災害をなくそう!!

建設機械による災害は、重機と共に運転者が負傷する、作業者が立入禁止区域に入って重機と接触するケースが多くなつています。

運転者はルールを守つて運転し、シートベルトを締めましよう。作業者は重機に近づかない、近づく場合は運転者との合図を確実に行いましよう。

作業方法・手順の確認

作業場所・地形の確認

立入禁止措置をする

有資格者が運転

誘導者・監視人を置く

特定自主検査の実施

